

## ■ 営業時間短縮要請の継続・追加・解除

### ▶ 感染拡大市町村の追加（計25市町村）

常陸太田市、高萩市、筑西市、つくばみらい市、大洗町、東海村、境町（追加7市町村）

水戸市、日立市、土浦市、石岡市、結城市、龍ヶ崎市、常総市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、守谷市、坂東市、稲敷市、阿見町、河内町、八千代町、利根町（笠間市、城里町は1月12日で営業時間短縮要請解除）

直近1週間の陽性者数が  
前週と比較して2.42倍

**感染拡大継続中**

### ▶ 要請内容

（対象店舗）すべての飲食店

（期間）令和3年1月13日（水）から1月20日（水）まで（8日間）

（内容）午後8時から午前5時まで営業自粛（酒類の提供は午後7時まで）  
（テイクアウトとデリバリーは午後8時以降も営業可）

**県内全域において 不要不急の外出自粛 を要請中**

**[1月7日(木)から1月20日(水)まで]**

# 営業時間短縮要請について

茨城版コロナNext<sup>Ver.2</sup>

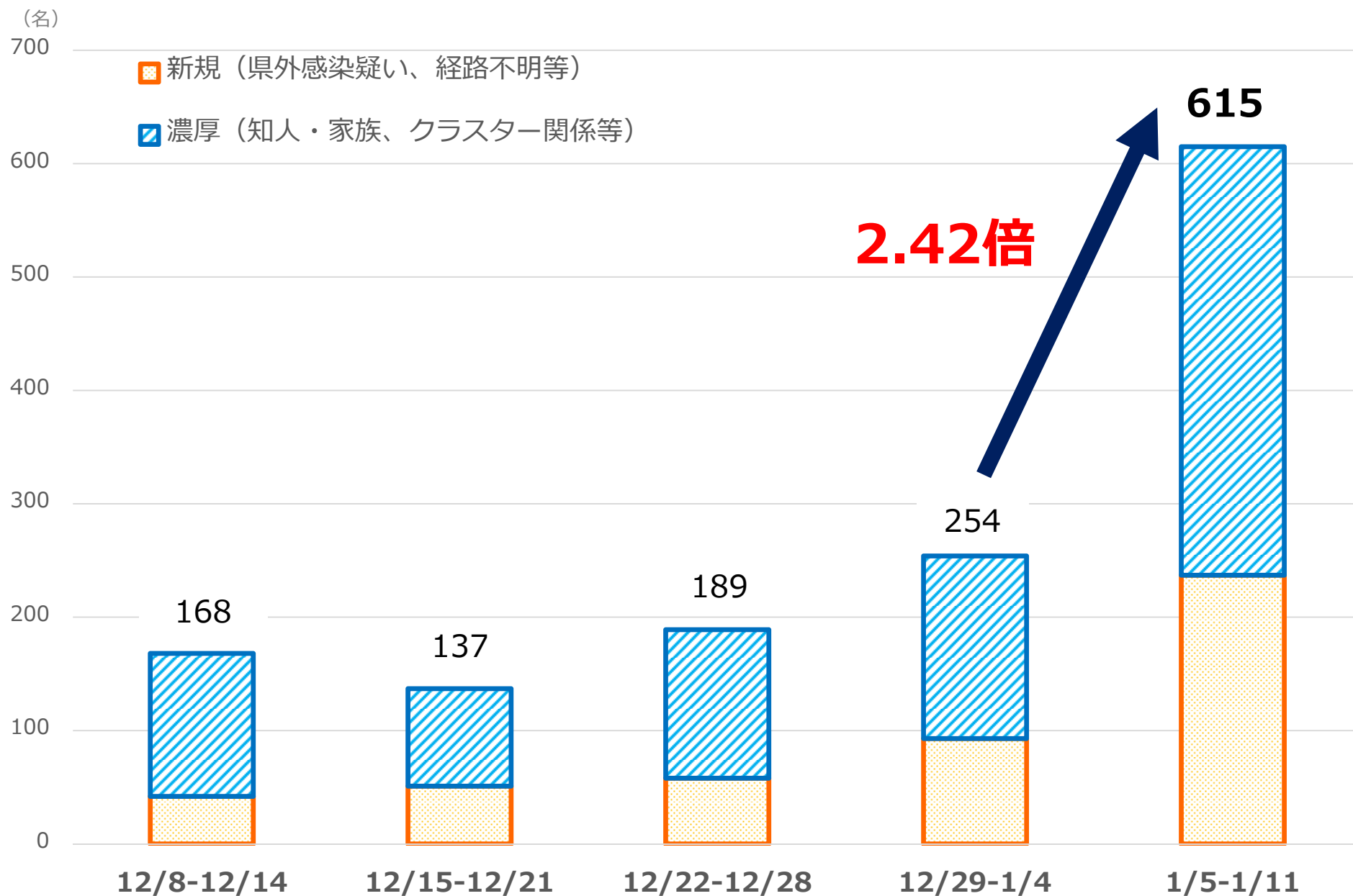
常陸太田市、高萩市、筑西市、つくばみらい市、大洗町、東海村、境町、水戸市、日立市、土浦市、石岡市、結城市、龍ヶ崎市、常総市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、守谷市、坂東市、稲敷市、阿見町、河内町、八千代町、利根町の事業者は、営業時間の短縮に御協力をお願いいたします。

要請の対象業種	<b>全ての飲食店</b> （酒類を提供していない飲食店を含む） （ <b>食品衛生法に基づく飲食業の許可を受けている店舗の事業者</b> ）
要請する内容	・ <b>午後8時以降</b> 午前5時までの間の営業自粛 ・ <b>酒類の提供は午後7時まで</b> ※テイクアウトとデリバリーは午後8時以降も営業可
協力金の支給	協力金は、 <b>要請期間全てに御協力いただいた店舗単位で支給予定。</b>  ○ <b>支給額</b> : 1店舗当たり <b>32</b> 万円（ <b>8</b> 日間） ※国の支援策に基づき、1日当たり1店舗4万円で算定 ※今回の要請対象は25市町村合計約7,470事業所  ◇1月18日の週から申請受付開始予定。詳細は別途お知らせします。
問い合わせ先	茨城県 営業時間短縮要請及び協力金問い合わせ窓口 TEL：029-301-5393 受付時間：9時から17時（当面、土日祝日を含む）

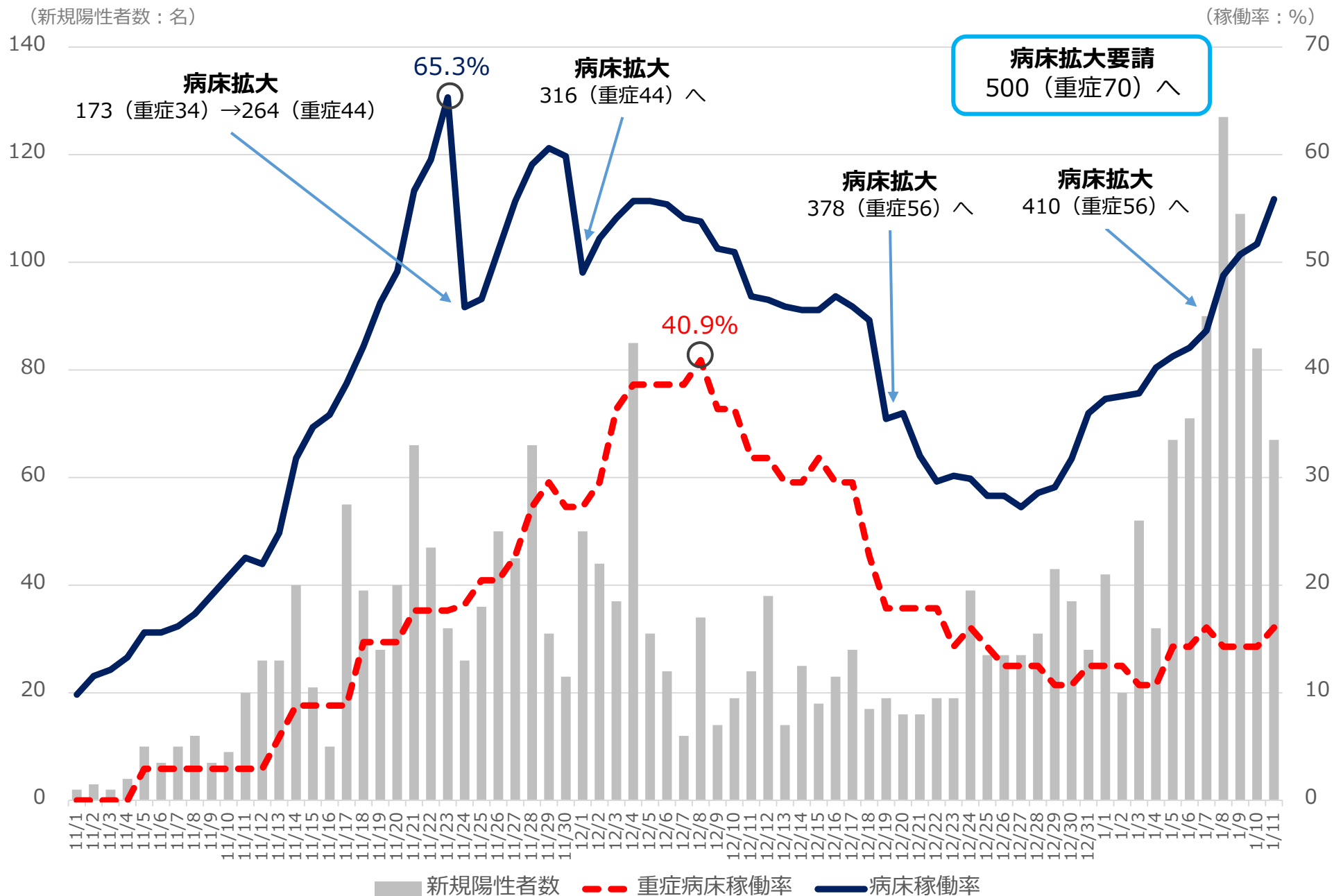


# 本県の感染状況（1週間ごと推移）

茨城版コロナNext Ver.2



# 医療提供体制の状況



## 「マスクなし」をなくしましょう！

### 飲食を伴うシーン

#### ◆ ランチ・ディナー

美味しい食事で「マスクなし」のお喋りが進んでいませんか？

#### ◆ ホームパーティ

気の合う仲間と「マスクなし」で盛り上がっていませんか？

#### ◆ 冠婚葬祭

これまでのマナーを気にして「マスクなし」で食事をしていませんか？

### 大声を出すシーン

#### ◆ カラオケ

テンションが上がって「マスクなし」になっていませんか？

#### ◆ ライブハウス

「マスクなし」で出演者や他のファンを不安にいませんか？

### 気の緩みが起こるシーン

#### ◆ 喫煙室・休憩室

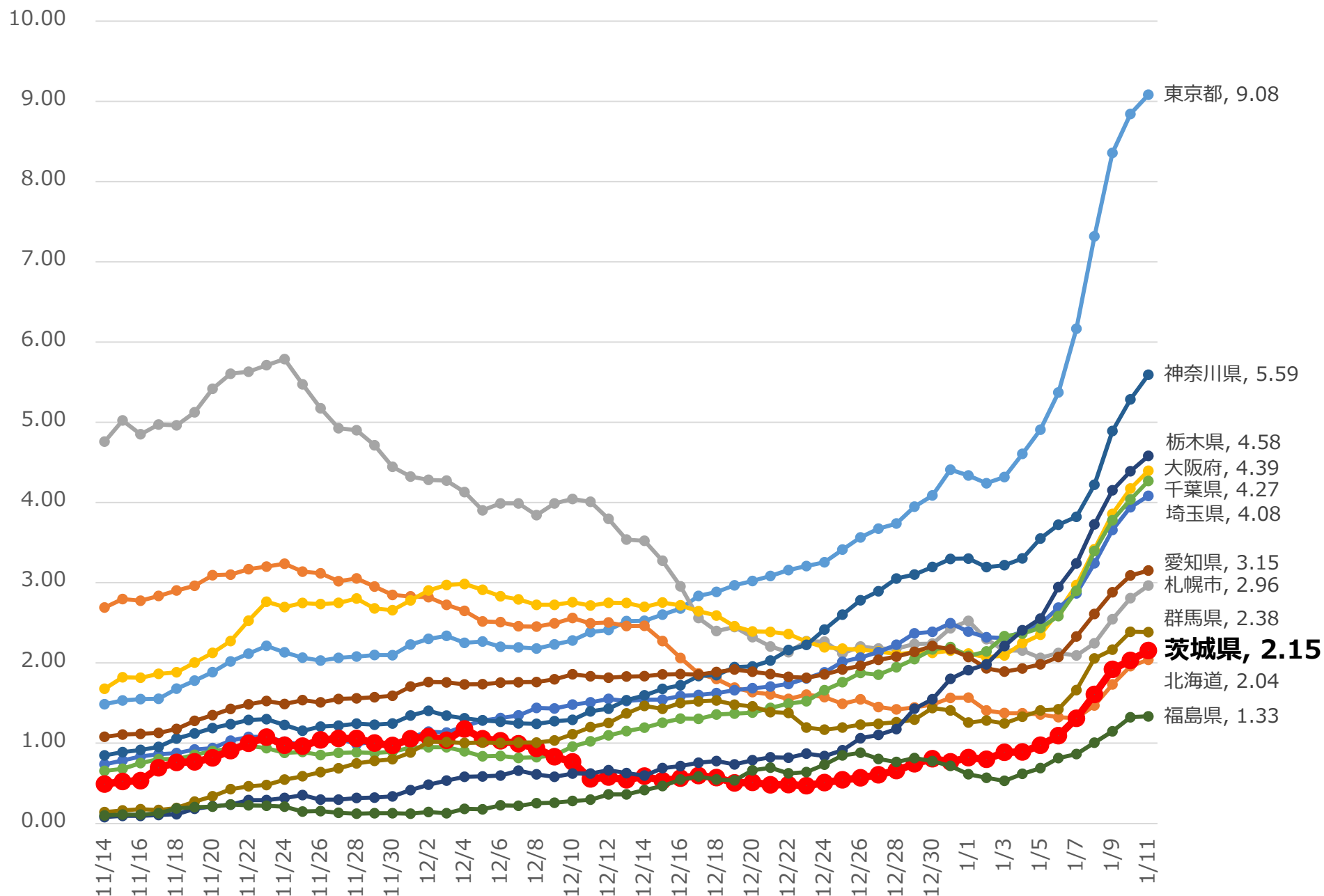
「マスクなし」で一息ついたまま、お喋りしていませんか？

#### ◆ 自動車内（友人とのドライブ、旅行の道中）

換気のない狭い車中で「マスクなし」になっていませんか？

# 人口1万人当たり1週間の新規陽性者数

茨城版コロナNext Ver.2





## 「他の都道府県との往来」に関する対策の徹底

- 緊急事態宣言が発令されている**東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県との不要不急の往来（帰省・観光など）は自粛**
- 直近1週間の陽性者が人口10万人あたり15人を超える都道府県との往来（通勤・通学を含む）の際は、**感染症対策を徹底するなど特に注意**  
[1/11現在、上記1都3県のほか21道府県；北海道、宮城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県、福岡県、長崎県、熊本県、宮崎県、沖縄県]

## 「会食時における感染症対策」の徹底

- 「**いばらきアマビエちゃん**」登録店舗を利用
- 各店舗は、**入店時などに利用者全員が登録していることを確認**（あるいは連絡先を記録）
- 大人数・長時間での開催は避け、**少人数・短時間で開催**
- **大声、回し飲み、箸の共用は避け、会話するときはマスクを着用**
- 体調に異常がある場合は参加しない

※**食事の際の会話は**、飲酒の有無、昼夜・場所に関わらず、**感染が生じやすい場面です**。**特に注意をお願いします**。

ランチ会、ホームパーティー、地域の会合、冠婚葬祭時の会食等、様々な場面で感染事例有！



## 「家庭での感染症対策」の徹底

- 毎日の検温・健康チェック、体調に異常を感じたらマスクなしでの会話を避ける
- こまめに手洗い・うがい

## 「職場での感染症対策」の徹底

- マスクなしでの会話を避ける、休憩・退勤時の気の緩みに注意
- テレワークを積極的に活用し、可能な限り出勤職員数を削減
- 時差出勤で混雑緩和

## 「差別の禁止」の徹底

- 感染者やその家族、医療従事者等への不当な差別的取扱いは絶対にやめてください

# 緊急事態措置等の強化・緩和に関する判断指標

<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block;"> <b>茨城県全体Stage</b>                      (判断指標)  <small>※いずれも、直近1週間の平均値</small> </div>		<b>Stage4</b> 感染爆発・医療崩壊のリスクが高い状態	<b>Stage3</b> 感染が拡大している状態	<b>Stage2</b> 感染が概ね抑制できている状態	<b>Stage1</b> 感染が抑制できている状態	(現在の状況) <b>1/11時点</b> <small>(1/5~1/11の平均値)</small>
県内の医療提供体制	①重症病床稼働率	60%超	60%以下	30%以下	10%以下	<b>14.8%</b> ※Stage2に該当
	②病床稼働率	70%超	70%以下	45%以下	30%以下	<b>47.7%</b> ※Stage3に該当
県内の感染状況	③1日当たりの陽性者数	10人超	10人以下	5人以下	1人以下	<b>87.9人</b> ※Stage4に該当
	④陽性者のうち、濃厚接触者以外の数	5人超	5人以下	3人以下	1人以下	<b>33.9人</b> ※Stage4に該当
	⑤陽性率	7%超	7%以下	3%以下	1%以下	<b>10.2%</b> ※Stage4に該当
都内の感染状況	⑥1日当たりの経路不明陽性者数	100人超	100人以下	50人以下	10人以下	<b>1206.0人</b> ※Stage4に該当

総合的に判断し **Stage 3**

1月12日までの営業時間の短縮に協力いただいた事業者に対して、次のとおり協力金を支給いたします。

○ 要請の期間及び協力金の支給額

水戸市（大工町を除く）、 石岡市、龍ヶ崎市、笠間市、 取手市、つくば市、守谷市、 坂東市、河内町、利根町	令和3年1月8日～1月12日 （5日間）	○要請の内容 ①令和3年1月8日から12日までの間、 午後8時から午前5時の間の営業自粛 （酒類の提供は午後7時まで） ②令和3年1月7日までの間、 午後10時から午前5時の間の営業自粛  ○要請の対象：食品衛生法の飲食業許可事業者 ①通常午後8時以降営業している飲食店 （酒類を提供していない飲食店を含む） ②スナック、バー、居酒屋、カラオケなどの 酒類を提供する飲食店又は接待を伴う飲食店  ○支給額については、国の支援策に基づき、 1日当たり1店舗4万円で算定 ○1月18日の週に申請受付開始予定。
	1店舗当たり <b>20万円</b>	
日立市、牛久市、 八千代町	令和3年1月7日～1月12日 （6日間）	○要請の内容 ①令和3年1月8日から12日までの間、 午後8時から午前5時の間の営業自粛 （酒類の提供は午後7時まで） ②令和3年1月7日までの間、 午後10時から午前5時の間の営業自粛  ○要請の対象：食品衛生法の飲食業許可事業者 ①通常午後8時以降営業している飲食店 （酒類を提供していない飲食店を含む） ②スナック、バー、居酒屋、カラオケなどの 酒類を提供する飲食店又は接待を伴う飲食店  ○支給額については、国の支援策に基づき、 1日当たり1店舗4万円で算定 ○1月18日の週に申請受付開始予定。
	1店舗当たり <b>24万円</b>	
土浦市、結城市、常総市、 ひたちなか市、稲敷市、 城里町、阿見町及び 水戸市大工町	令和3年1月6日～1月12日 （7日間）	○要請の内容 ①令和3年1月8日から12日までの間、 午後8時から午前5時の間の営業自粛 （酒類の提供は午後7時まで） ②令和3年1月7日までの間、 午後10時から午前5時の間の営業自粛  ○要請の対象：食品衛生法の飲食業許可事業者 ①通常午後8時以降営業している飲食店 （酒類を提供していない飲食店を含む） ②スナック、バー、居酒屋、カラオケなどの 酒類を提供する飲食店又は接待を伴う飲食店  ○支給額については、国の支援策に基づき、 1日当たり1店舗4万円で算定 ○1月18日の週に申請受付開始予定。
	1店舗当たり <b>28万円</b>	

◇上記市町に所在する店舗で元々の営業時間が午後9時や午後10時までの場合で、午後8時までに営業時間を短縮した場合は、1店舗当たり20万円（5日間）を支給予定

◆テイクアウト・デリバリーのみであれば午後8時以降の営業は可

問い合わせ先

茨城県 営業時間短縮要請及び協力金問い合わせ窓口  
TEL：029-301-5393  
受付時間：9時から17時（当面、土日祝日含む）